

○総務省令第七十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十八条の二の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

総務大臣 佐藤 勉

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の五から第一号の八までを次のように改める。

一の五から一の八まで 削除

第二条第一項第一号の十一中「第一号から第一号の六まで及び第一号の八」を「第一号の四」に改め、同項第三十九号中「第四十九条の十五の二第一項」を「第四十九条の十五第一項」に改め、同項第四十号中「第四十九条の十五の二第一項及び第二項」を「第四十九条の十五第一項及び第二項」に改める。

○	○	備設線無の八の号一第項一第条二第
○	○	備設線無の九の号一第項一第条二第

○	○	備設線無の九の号一第項一第条二第
---	---	------------------

○	○	備設線無の号八十二第項一第条二第
---	---	------------------

○	○	備設線無の号八十二第項一第条二第
---	---	------------------

別表第一号一
アの表中

					○		○	○	
	○	○	○				○	○	

を

	○	○	○				○	○	
--	---	---	---	--	--	--	---	---	--

に、

							○	○	
--	--	--	--	--	--	--	---	---	--

を

							○	○	
--	--	--	--	--	--	--	---	---	--

に改め、同
ウ中「第一号の八」及び「第四

				○			○	
				○				

				○				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

				○	○	○		
--	--	--	--	---	---	---	--	--

				○		○		
--	--	--	--	---	--	---	--	--

十九条の十五第二項」を削る。

--	--	--	--	--	--

」

--	--	--	--	--	--

」

--	--	--	--	--	--

」

様式第七号注4の表中

第2条第1項第1号の8に掲げる無線設備	Z
第2条第1項第1号の9に掲げる無線設備	S

を

第2

条第1項第1号の9に掲げる無線設備

S

に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。